

生命保険契約に関する指定紛争解決

社団法人生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争の解決を図る、法律に基づき設置されたADR※機関です。

※ ADRとは、裁判外紛争解決手続きのことで、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者にかかわってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、保険契約者、生命保険会社はADR裁定審査会に申立てることができます。

当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する基本契約を締結しております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

03-3286-2648

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間 平日9:00~17:00（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

詳細な内容は生命保険協会のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>